

福井県告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、池田町長から字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による池田町営土地改良事業（千代谷地区 区画整理（農業施設災害復旧・農業施設災害関連）事業）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年1月25日

福井県知事 西川 一誠

次の区域を千代谷41字入谷に編入する。

大字	字	地番
千代谷	51字 大谷	4の2 5の2 6の2 7 8の2 9の2の一部
これらの区域に隣接介在する水路である国有地および公有地の全部		

次の区域を千代谷43字道檀に編入する。

大字	字	地番
千代谷	41字 入谷	11から15まで 16の一部 18の一部 19の一部
	46字 田ノ中田	7から11まで 12の一部 14の一部
	51字 大谷	9の2の一部 10の3 11の1
	52字 賢治平	1の1 2の1 3から6まで 7の1 8の1 9の2 9の4 10
	53字 揚田ノ下	1 2の2 3
	54字 横谷口	2の1の一部
これらの区域に隣接介在する水路である国有地および公有地の全部		

次の区域を千代谷46字田ノ中田に編入する。

大 字	字	地 番
千代谷	47字 庄郎鼻谷	1 2 3の1 3の2 4の2 6の1 6の2 7
	54字 横谷口	1 2の1の一部 2の3
	58字 白栗瀬	2の2 3の2 4の2 5 6の3 7 8の2 9
	59字 金見谷塚	2の1 3 4の1
これらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地および公有地の全部		